

郵送またはインターネットによる

議決権行使期限

2023年6月21日(水)
午後5時まで



証券コード: 8399

第**107**期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月22日(木)
午前10時(受付開始: 午前9時)

場所

那覇市泉崎2丁目46番地
沖縄ハーバービューホテル
2階 彩海の間

目次

| | |
|--------------------|----|
| ■ 第107期定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| ■ 株主総会参考書類 | |
| 第1号議案 剰余金の処分の件 | 5 |
| 第2号議案 取締役8名選任の件 | 6 |
| 第3号議案 監査役1名選任の件 | 12 |
| ■ 事業報告 | 17 |
| ■ 計算書類 | 33 |
| ■ 連結計算書類 | 35 |
| ■ 監査報告書 | 37 |

<株主さまへのお知らせのご案内>

- ・株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、当行は、株主さまの混乱を避けご不便の無いように、書面交付請求の有無に関わらず、従前どおり書面でお送りしております。
- ・当日のご来場につきましては、発熱などの症状がございます場合、ご来場について十分ご配慮いただけますようお願い申し上げます。

※2020年度より、株主総会ご出席株主さまへのお土産の配布を取りやめさせていただいております。何卒、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

株 主 各 位

那覇市久茂地1丁目11番1号
株式会社 琉球銀行
取締役頭取 川 上 康

第107期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当行第107期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
サイトに電子提供措置事項を掲載しております。

【当行ウェブサイト】(トップページ > 投資家情報 > 株主の皆様へ)

<https://www.ryugin.co.jp/corporate/ir/message/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

以下URLにアクセスして、「銘柄名(会社名)」に「琉球銀行」または「コード」に当行
証券コード「8399」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に
選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄より
ご確認いただけます。

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、郵送またはインターネットにより議決権を行使することが
できますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くだ
さいまして、後掲の「議決権の行使についてのご案内」に従って2023年6月21日(水曜
日)午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- ① 日 時 2023年6月22日(木) 午前10時
- ② 場 所 那覇市泉崎2丁目46番地
沖縄ハーバービューホテル2階 彩海の間
- ③ 目的事項
- 報告事項 ①第107期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告および計算書類報告の件
②第107期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 連結計算書類ならびに会計監査人および監査
役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

④ その他本招集ご通知に関する事項

(1) 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面を送付しています。ただし、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および定款の規定に基づき、本書面には記載しておりません。

1. 事業報告

- | | |
|--|-------------------------------|
| ① 当行の現況に関する事項のうち、「使用人の状況」、「営業所等の状況」及び「その他銀行の現況に関する重要な事項」 | ⑥ 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況 |
| ② 社外役員に関する事項のうち「社外役員の兼職その他の状況」 | ⑦ 特定完全子会社に関する事項 |
| ③ 当行の新株予約権等に関する事項 | ⑧ 親会社等との間の取引に関する事項 |
| ④ 会計監査人に関する事項 | ⑨ 会計参与に関する事項 |
| ⑤ 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 | ⑩ その他 |

2. 計算書類等

- | | |
|--------------|----------------|
| ① 個別注記表 | ③ 連結注記表 |
| ② 株主資本等変動計算書 | ④ 連結株主資本等変動計算書 |

従いまして、本書面は、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であり監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。

(2) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

⑤ 議決権の行使についてのご案内

議決権の行使には、次の3つの方法がございます。

詳細は
3頁～4頁
をご覧ください



株主総会に出席される場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2023年6月22日（木）
午前10時



郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2023年6月21日（水）
午後5時まで



インターネット（電磁的方法）による議決権行使の場合

当行指定の議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスし、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限 2023年6月21日（水）
午後5時まで

- ① 議決権行使書面及びインターネット（電磁的方法）の双方により議決権を行使された場合は、インターネット（電磁的方法）による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- ② インターネット（電磁的方法）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後のインターネット（電磁的方法）による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- ③ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以上

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使期限

2023年6月21日（水）
午後5時まで

インターネットにより議決権を行使される場合は、右記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権電子行使

プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人様を含みます）につきましては、株式会社CJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。



「QRコード行使」による方法

議決権行使書副票に記載のログインID、パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。

The image shows a proxy statement (議決権行使書) and a QR code. The proxy statement includes a table for voting on the agenda (議案) and a QR code for login. The QR code is labeled 'ログイン用QRコード' and 'ロイヤルバンク・オブ・カナダ株式会社'.



- 2 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

The image shows the voting website interface. It displays the company name (〇〇〇〇株式会社), the agenda (議案賛否方法の選択), and the voting date (〇〇年〇月〇日). There are buttons for '確認画面へ' (Return to confirmation screen), '賛否行使画面へ' (Return to voting screen), '議案内容' (Agenda content), and '議案内容(英文)' (Agenda content in English).

インターネットによる
議決権行使に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

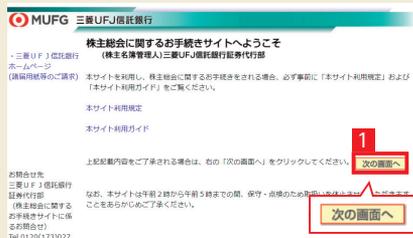
電話番号 0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)



「議決権行使ウェブサイト」による方法

・議決権行使ウェブサイトへアクセス。

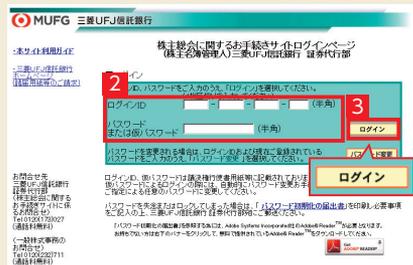
1 「次の画面へ」をクリック



議決権行使ウェブサイト

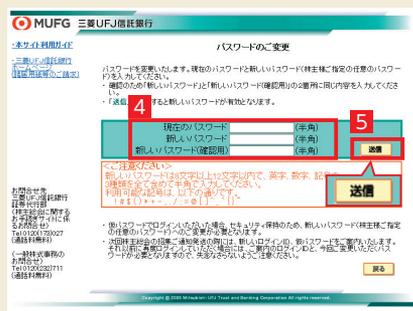
<https://evote.tr.mufg.jp/>

2 お手元の議決権行使書の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



3 「ログイン」をクリック

4 新しいパスワードを「新しいパスワード入力欄」と「新しいパスワード(確認用)入力欄」の両方に入力。
新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。



5 「送信」をクリック

6 確認画面が出たら、「確認」をクリック

以降は案内にしたがってご入力願います。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、内部留保の充実に努めつつ、業績や金融環境および将来的な株主価値向上の観点等を含め総合的に勘案して配当を実施していくことを基本方針としております。

上記基本方針および当期業績結果を総合的に勘案し、当期末の配当につきましては、基本方針に基づき次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

普通株式1株につき金17円50銭とさせていただきたいと存じます。なお、この場合の配当総額は727,113,048円となります。これにより、当期の年間配当金は、中間配当金の1株につき金17円50銭と合わせ1株につき金35円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月23日（金）

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、当行は取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化する観点から、取締役会の任意の諮問機関としてコーポレートガバナンス委員会を設置しており、取締役候補者につきましては、同委員会の審議を経て決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 現在の当行における地位 | | |
|-------|------------------------|-------------|----|-------|
| ① | かわ かみ やすし 川 上 康 | 代表取締役頭取 | 再任 | 男性 |
| ② | ふ く はら けい し 普久原 啓之 | 代表取締役専務 | 再任 | 男性 |
| ③ | しま ぶくろ けん 島 袋 健 | 常務取締役 | 再任 | 男性 |
| ④ | ち ばな けん じ 知 花 健 二 | 常務執行役員 | 新任 | 男性 |
| ⑤ | きく ち たけし 菊 地 毅 | 常務執行役員 | 新任 | 男性 |
| ⑥ | ふ く やま まさ のり 譜久山 當則 | 社外取締役 | 再任 | 社外 男性 |
| ⑦ | とみ はら か な こ 富原 加奈子 | 社外取締役 | 再任 | 社外 女性 |
| ⑧ | はな ざき まさ はる 花 崎 正 晴 | 社外取締役 | 再任 | 社外 男性 |



生年月日
1961年8月19日生
所有する当行の株式数
38,632株
取締役会への出席状況
16回/16回 (100%)

1 ^{かわ} ^{かみ} ^{やすし}
川上 康

再任 男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|-----------------------|------------|----------|
| 1985年 4月 | 当行入行 | 2017年 4月 | 同代表取締役頭取 |
| 2010年12月 | 同コザ支店長 | | 現在に至る |
| 2012年 6月 | 同営業統括部長 | | |
| 2013年 6月 | 同執行役員営業統括部長 | [当行における担当] | |
| 2014年 6月 | 同取締役営業統括部長 | 監査部 | |
| 2015年 6月 | 同取締役総合企画部長兼 関連事業室長 | | |
| 2016年 6月 | 同常務取締役 | | |

取締役候補者とした理由

川上康氏につきましては、取締役営業統括部長、取締役総合企画部長、常務取締役を歴任し、2017年4月より代表取締役頭取を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者としてしました。



生年月日
1960年9月27日生
所有する当行の株式数
25,328株
取締役会への出席状況
16回/16回 (100%)

2 ^ふ ^く ^{はら} ^{けい} ^し
普久原 啓之

再任 男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|-------------------|------------|-----------------------|
| 1984年 4月 | 当行入行 | 2016年 6月 | 同取締役総合企画部長兼 関連事業室長 |
| 2007年 6月 | 同名護支店長 | | |
| 2010年 6月 | 同コンサルティング営業 部長 | 2017年 4月 | 同常務取締役 |
| 2012年 6月 | 同人事部長 | 2021年 6月 | 同代表取締役専務 |
| 2014年 6月 | 同執行役員人事部長 | | 現在に至る |
| 2015年 6月 | 同取締役営業統括部長 | | |
| | | [当行における担当] | |
| | | 審査部・法人営業部 | |

取締役候補者とした理由

普久原啓之氏につきましては、コンサルティング営業部長、執行役員人事部長、取締役営業統括部長、取締役総合企画部長、常務取締役を歴任し、2021年6月より代表取締役専務を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者としてしました。



生年月日
1963年9月28日生
所有する当行の株式数
7,064株
取締役会への出席状況
12回/12回 (100%)

3 島袋

けん
健

再任 男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|--------------|-----------------|-----------------|
| 1987年 4月 | 当行入行 | 2021年 4月 | 同総合企画部長 |
| 2005年 6月 | 同証券国際部市場金融課長 | 2022年 4月 | 同常務執行役員 |
| 2012年 6月 | 同泊支店長 | 2022年 6月 | 同常務取締役 現在に至る |
| 2014年 6月 | 同人事部次長 | | |
| 2017年 4月 | 同人事部副部長 | [当行における担当] | |
| 2017年11月 | 同総務部長 | 総合企画部・総務部・証券国際部 | |

取締役候補者とした理由

島袋健氏につきましては、総務部長、総合企画部長、常務執行役員を歴任し、2022年6月より常務取締役を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者としてしました。



生年月日
1964年11月8日生
所有する当行の株式数
1,900株
取締役会への出席状況
一回/一回 (一%)

4 知花

けん
健二

新任 男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|------------|------------------------|-----------------------|
| 1988年 4月 | 当行入行 | 2022年 4月 | 同審査部長兼りゆうぎん保証㈱代表取締役社長 |
| 2009年 6月 | 同東京支店長 | 2023年 4月 | 同常務執行役員 現在に至る |
| 2011年11月 | 同城間支店長 | | |
| 2013年11月 | 同人事部人材開発室長 | [当行における担当] | |
| 2016年 4月 | 同豊見城支店長 | 人事部・リスク統括部・事務集中部・事務統括部 | |
| 2018年 4月 | 同総務部次長 | | |
| 2019年 8月 | 同法人営業部長 | | |

取締役候補者とした理由

知花健二氏につきましては、法人営業部長、審査部長を歴任し、2023年4月より常務執行役員を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者としてしました。



生年月日
1968年4月21日生
所有する当行の株式数
1,800株
取締役会への出席状況
一回/一回 (100%)

5 ^{きく} ^ち 菊地 ^{たけし} 毅

新任 男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|----------------|--------------------|---------|
| 2007年 4月 | 当行入行 | 2023年 4月 | 同常務執行役員 |
| 2010年 6月 | 同営業統括部リテール業務課長 | | 現在に至る |
| 2014年 6月 | 同泊支店長 | [当行における担当] | |
| 2016年 4月 | 同西原支店長 | 営業統括部・営業推進部・法人事業部・ | |
| 2018年 4月 | 同営業推進部次長 | ペイメント事業部 | |
| 2020年 4月 | 同人事部長 | | |
| 2022年 4月 | 同総合企画部長 | | |

取締役候補者とした理由

菊地毅氏につきましては、人事部長、総合企画部長を歴任し、2023年4月より常務執行役員を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者としてしました。



生年月日
1950年11月8日生
所有する当行の株式数
0株
取締役会への出席状況
16回/16回 (100%)

6 ^ふ ^く ^{やま} 譜久山 ^{まさ} ^{のり} 當 則

再任 社外 男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|------------------|------------|------------------|
| 1973年 4月 | 沖縄振興開発金融公庫 入庫 | 2018年 6月 | 当行社外取締役 現在に至る |
| 1999年 3月 | 同調査部長 | [重要な兼職の状況] | |
| 2003年 3月 | 同融資第一部長 | なし | |
| 2007年 4月 | 同理事 | | |
| 2009年 5月 | 同副理事長 | | |
| 2012年 7月 | 同理事長 | | |
| 2016年 6月 | 同理事長退任 | | |

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

譜久山當則氏につきましては、当行の独立役員の独立性判断基準を満たし、公的金融機関の理事長経験に基づく金融全般に関する豊富な経験と専門的な知見により、当行取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる者と認められることから、社外取締役候補者としてしました。



生年月日
1956年8月7日生
所有する当行の株式数
300株
取締役会への出席状況
16回/16回 (100%)

とみ はら かな こ
7 富原 加奈子

再任
社外 **女性**

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|-------------------------|----------|---------------------|
| 1980年 4月 | 琉球石油株式会社（現株式会社りゅうせき）入社 | 2019年 5月 | りゅうせき商事株式会社 代表取締役退任 |
| 2001年 6月 | 株式会社りゅうせき経営企画 担当部長 | 2019年 6月 | 株式会社りゅうせき取締役退任 |
| 2003年 6月 | 同取締役管理部長兼秘書室長 | 2020年 6月 | 当行社外取締役 |
| 2005年 6月 | 同取締役事業開発本部長 | 2021年 4月 | 琉球大学非常勤理事 現在に至る |
| 2011年 6月 | 同常務取締役事業開発本部長兼ホテル飲食事業部長 | | |
| 2014年 5月 | りゅうせき商事株式会社 代表取締役 | | |
| 2014年 5月 | 株式会社りゅうせき取締役（非常勤） | | |

[重要な兼職の状況]
沖縄県経営者協会女性リーダー部会顧問
琉球大学非常勤理事

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

富原加奈子氏につきましては、当行の独立役員としての独立性判断基準を満たし、他社役員経験に基づく経営管理に関する豊富な経験と専門的な知見により、当行取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる者と認められることから、社外取締役候補者としてしました。



生年月日
1957年1月11日生
所有する当行の株式数
2,900株
取締役会への出席状況
16回/16回 (100%)

はな ざき まさ はる
8 花崎 正晴

再任
社外 **男性**

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|---------------------|----------|---------------------------|
| 1979年 4月 | 日本開発銀行（現日本政策投資銀行）入行 | 2020年 4月 | 埼玉学園大学教授 |
| 1985年 7月 | 在パリ経済協力開発機構 | 2020年 6月 | 当行社外取締役 |
| 1994年 3月 | 米国ブルッキングス研究所 | 2023年 4月 | 埼玉学園大学経済経営学部 学部長 現在に至る |
| 2000年10月 | 一橋大学経済研究所助教授 | | |
| 2007年10月 | 日本政策投資銀行設備投資研究所長 | | |
| 2012年 4月 | 一橋大学大学院商学研究科教授 | | |

[重要な兼職の状況]
埼玉学園大学経済経営学部学部長
一橋大学名誉教授

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

花崎正晴氏につきましては、当行の独立役員としての独立性判断基準を満たし、海外勤務経験およびコーポレートガバナンスを専門とする大学教授としての豊富な経験と専門的な知見により、当行取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる者と認められることから、社外取締役候補者としてしました。

- 注 1. 各取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 譜久山當則氏、富原加奈子氏、花崎正晴氏は、社外取締役候補者であります。
3. 譜久山當則氏は、現在当行の社外取締役であり、社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって5年です。
4. 富原加奈子氏、花崎正晴氏は、現在当行の社外取締役であり、社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって3年です。
5. 当行は譜久山當則氏、富原加奈子氏、花崎正晴氏の3名を独立役員として株式会社東京証券取引所および証券会員制法人福岡証券取引所に届け出ており、同3名が取締役に再任され就任した場合は、引き続き同3名を独立役員として届け出る予定であります。
6. 当行は、会社法第427条第1項および当行定款の規定に基づき、社外取締役との間において会社法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額を、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする責任限定契約を締結しております。なお、社外取締役候補者である譜久山當則氏、富原加奈子氏、花崎正晴氏の3名が取締役に再任され就任した場合は、当該契約を継続する予定であります。
7. 当行は、社外取締役を含む取締役、社外監査役を含む監査役、執行役員および支配人である管理職従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料はその全額を当行が負担しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合にかかる損害賠償金および訴訟費用等を補うものです。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因する場合等一定の免責事由があります。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 当行の独立役員の独立性判断基準につきましては、15頁から16頁に記載しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役金城均氏は、本総会の終結の時をもって辞任されます。つきましては、コーポレートガバナンス体制の一層の充実を図るため、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者伊東和美氏は、監査役金城均氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は、当行定款の定めにより退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

なお、監査役候補者につきましては、コーポレートガバナンス委員会の審議を経て決定しております。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



いとう かずみ
伊東 和美

新任 男性

略歴、地位および重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|--------------|----------|------------------------|
| 1987年 4月 | 当行入行 | 2017年 4月 | 同人事部長 |
| 2005年 6月 | 同本店営業部預金課長 | 2020年 4月 | 同事務集中部長 |
| 2006年 4月 | 同事務統括部事務企画課長 | 2021年 4月 | ㈱りゅうぎん総合研究所 代表取締役社長 |
| 2011年 6月 | 同人事部次長 | 2023年 4月 | 当行執行役員 |
| 2014年 6月 | 同宜野湾支店長 | | 現在に至る |
| 2016年 4月 | 同首里支店長 | | |

生年月日
1965年1月15日生
所有する当行の株式数
4,600株

監査役候補者とした理由

伊東和美氏につきましては、人事部長、事務集中部長、㈱りゅうぎん総合研究所代表取締役社長を歴任し、2023年4月より当行執行役員を務めている経験および実績等からみて、当行の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、監査役候補者となりました。

- 注 1. 監査役候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。
2. 当行は、社外取締役を含む取締役、社外監査役を含む監査役、執行役員および支配人である管理職従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料はその全額を当行が負担しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合にかかる損害賠償金および訴訟費用等を補うものです。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因する場合等一定の免責事由があります。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

(ご参考) スキル・マトリックス

(社内役員)

(取締役・監査役が有する全ての専門性・知見を網羅するものではありません。)

| 氏名 | 役職 | トラディショナル バンキング ※1 | 人材開発/ ダイバーシ ティ | サステナ ビリティ | ペイメント 事業※2 | 法人コンサルテ ィング (事業承 継・M&A・ス トラクチャード ファイナンス 等) | 個人コンサルテ ィング (富裕層 向けコンサル・ 相関関連ビジネ ス等) | DX / IT | コンプライ アンス /リスク管理 | 市場 運用 |
|--------|-----|-------------------------|----------------------|--------------|---------------|---|--|---------|------------------------|----------|
| 川上 康 | 頭取 | ● | ● | ● | ● | | | ● | | ● |
| 普久原 啓之 | 専務 | ● | ● | | ● | ● | ● | | ● | |
| 島袋 健 | 常務 | ● | ● | ● | | | | ● | | ● |
| 知花 健二 | 常務 | ● | ● | | | ● | | | ● | |
| 菊地 毅 | 常務 | ● | ● | ● | | | ● | ● | | |
| 伊東 和美 | 監査役 | ● | ● | | | | | ● | ● | |

※1 経営企画・営業・審査等の従来型の銀行業務部門。

※2 イシューング・アクワイアリング等のキャッシュレス関連事業。

(社外役員)

(取締役・監査役が有する全ての専門性・知見を網羅するものではありません。)

| 氏名 | 役職 | 企業 経営 | 金融 | 人材開発/ ダイバーシ ティ | サステナ ビリティ | 財務/ 会計 | DX/IT | 地域 経済 |
|--------|-----|----------|----|----------------------|--------------|-----------|-------|----------|
| 譜久山 當則 | 取締役 | ● | ● | | | | | ● |
| 富原 加奈子 | 取締役 | ● | | ● | | | | ● |
| 花崎 正晴 | 取締役 | | ● | | ● | ● | | |
| 高橋 俊介 | 監査役 | ● | | ● | ● | | ● | |
| 中山 恭子 | 監査役 | | | ● | | ● | | ● |
| 北川 洋 | 監査役 | ● | ● | | | | ● | ● |

(ご参考)

独立役員の独立性判断基準

1. 独立性の要件

当行において独立性のある役員とは、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」を踏まえ、法令等により求められる社外取締役または社外監査役の要件を満たし、かつ、以下の(1)～(7)のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 当行を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- (2) 当行の主要な取引先またはその業務執行者
- (3) 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- (4) 当行の主要株主またはその業務執行者
- (5) 当行が寄付を行っている先またはその業務執行者
- (6) 最近において上記(1)から(5)までのいずれかに該当していた者
- (7) 次の①から④までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の近親者
 - ① 上記(1)から(6)までに掲げる者
 - ② 当行の子会社の業務執行者
 - ③ 当行の子会社の業務執行者でない取締役（社外監査役の独立性を判断する場合に限る。）
 - ④ 最近において前②、③または当行の業務執行者（社外監査役の独立性判断にあたっては、業務執行者でない取締役を含む）に該当していた者

2. 独立性の判断基準

上記「1.」に掲げる各要件を実質的に判断する基準は、東京証券取引所の「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」を踏まえ、以下の通りとする。

(1) 「主要な取引先」

上記「1. (1)・(2)」における「主要な取引先」とは、当行または取引先の事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先とし、具体的な判断基準は以下の通りとする。

- ① 当行を取引先とする者については、当該取引先の直近事業年度の売上高に占める当行からの売上の割合が2%以上の場合
- ② 当行の取引先については、当行の直近事業年度の業務粗利益に占める当該取引先からの収益の割合が2%以上の場合
- ③ 与信取引先については、当行が当該取引先に対し当行の直近事業年度末の総資産の2%以上の与信を行っている場合、または、当行と同規模以上の与信取引を行っている金融機関がほかになく、かつ、当行の自己査定に基づく債務者区分等からみて、当該取引先の資金調達において当行との与信取引が必要不可欠であり、代替性がない程度に依存していると判断される場合
- ④ 預金取引先については、当該取引先が当行に対して当行の直近事業年度末の総資産の2%以上の預金を行っている場合

(2) 「業務執行者」

上記「1. (1)・(2)・(4)・(5)・(7)」における「業務執行者」の具体的な判断基準は、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者とし、業務執行取締役のみならず使用人を含み、監査役は含まれない。

(3) 「多額の」

上記「1. (3)」における「多額の」の具体的な判断基準は、以下の通りとする。

- ① 当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間10百万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計・法律等の専門家
- ② 直近事業年度の売上高に占める当行からの支払いの割合が2%以上のコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等の専門サービスを提供する会社に所属する者

(4) 「主要株主」

上記「1. (4)」における「主要株主」の具体的な判断基準は、議決権比率が5%を超える株主とする。

(5) 「寄付」

上記「1. (5)」における「寄付を行っている先」の具体的な判断基準は、当行から過去3年平均で年間10百万円または当該組織の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付を受けている場合とする。

(6) 「最近」

上記「1. (6)」「1. (7)」における「最近」とは、実質的に現在、上記「1. (1)」から「1. (5)」までに掲げる事由に該当している者と同視できるような場合とし、具体的な判断基準は直近1年間に上記「1. (1)」から「1. (5)」までのいずれかに該当していた場合とする。

(7) 「重要」

上記「1. (7)」における「重要」な者とする具体的な判断基準は、以下の通りとする。

- ① 業務執行者については、各会社の役員・部長クラスの者
- ② 専門サービス会社に所属する者については、各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士（いわゆるアソシエイトを含む）

(8) 「近親者」

上記「1. (7)」における近親者とは配偶者または二親等内の親族とする。

3. 独立役員の選任基準

上記「1.」の(1)から(7)以外の事情で、当行の一般株主全体との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがあると判断される場合は、独立性を認めないことがある。また、上記「1.」の(1)から(7)に該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当行の独立役員としてふさわしいと当行が考える者については、当該人物が会社法上の社外取締役または社外監査役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当行の独立役員としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を当行の独立役員とすることができる。

1. 当行の現況に関する事項

① 事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当行は、本店を含む営業店75カ店（うち出張所14）で構成され、銀行業務を中心とした金融サービスを提供しています。銀行業務では、預金業務、貸出業務、内国為替業務などを取り扱い、円滑な資金仲介機能を通して金融システムの安定、ひいては沖縄県経済の発展に向けて取り組んでいます。

金融経済環境

2022年度の国内経済は、政府が新型コロナ感染対策と経済活動の両立に軸足を移したことから、コロナ禍以降で初めて行動制限（まん延防止等重点措置など）が発出されない1年となりました。そのため人流が大幅に回復したことから、政府の景気判断は7月に「緩やかに持ち直している」に上方修正されました。しかし、年度後半は物価高騰や人手不足が鮮明となり、足元の経済指標では回復の動きがやや鈍る傾向が見えています。

沖縄県経済は、行動制限が発出されない中、県民や観光客の人流回復により、持ち直しの動きが鮮明になりました。年度後半に入っても、個人消費は物価高騰などの懸念材料はあるものの消費マインドに陰りはみえず、建設関連は民間投資を中心に活発な動きとなりました。また、観光関連は年度後半の国内観光客が2019年水準を上回るなど好調な動きが継続し、緩やかな回復基調となっています。沖縄県経済も物価高騰や人手不足の懸念はあるものの、産業構造でみる第三次産業の構成比が全国平均より高く観光や消費の回復が続いていることが、年度後半の経済指標において全国と異なる動きを示しているとみられます。

事業の経過および成果

このような環境のもと、中期経営計画「SINKA 2020」の最終年度を迎えた2022年度はお客様の課題解決に向けた取り組みの深化を図るとともに、地域社会の脱炭素化への支援やデジタル技術の活用を推し進めてまいりました。

(1) お客様の課題解決に向けた取り組み

事業者の皆さまには、事業性評価を起点とした提案営業の強化を図るとともに、本部・営業店一体となった事業先の伴走支援に取り組んでまいりました。具体的には、お客様の資金繰り支援を主とし、借入金の元金返済据え置きや長期借入金一本化の他、売上拡大に向けた販路拡大、経営改善支援などお客様のコロナ禍による影響度合い、回復状況に応じた適切な支援を実施いたしました。

個人のお客さまには、お客さま本位の業務運営に基づく「お客さまの最善の利益」の追求に向けた質の高いサービス提供を可能とする行員の育成体制の強化を図り、お客さまのライフイベントに沿った商品・資産運用サービスや相続分野においての遺言信託・遺産整理業務などコンサルティング提供体制の強化に取り組みました。

当行のカード加盟店の皆さまには、2022年7月に販路拡大を目的としたECサイト「結-YUI-モール」を開設した他、2022年11月には台湾の観光客誘致を目的とした電子マネー「悠遊カード」の取り扱いを開始するなどトップライン支援の強化を図りました。

(2) 地域社会の脱炭素化への支援

当行は「地球環境の負荷軽減・再生」と「地域社会の発展、県民のより豊かな生活への貢献」を目標に積極的に実現すべきテーマとして6つの重要課題（マテリアリティ）を定めました。その実現すべきテーマの1つに「気候変動リスクの把握と対策」を掲げ、2022年度は地域社会の脱炭素化の支援体制の構築に努めてまいりました。

具体的には、お客さまのSDGs（脱炭素、健康経営等）への取組状況を診断し、お客さまのSDGsの達成に向けたサポート体制を整えた他、当行の貸出金残高の約6割を占める住宅関連、不動産分野が環境へ与える影響を鑑み、当行が主体となり県内の省エネ住宅などの普及を目的とした地域連携（Ryukyu net ZERO Energy Partnership）を発足したことが挙げられます。今後も気候変動に関するお客さまの課題解決への取り組みを支援するため、様々な企業と連携し、お客さまへの最善なソリューションを提供してまいります。

(3) デジタル技術の活用

銀行業務の構造改革として、行内の事務プロセスを見直し、業務効率化を図るためのデジタル技術の活用を推し進めてまいりました。

また、お客さまへの取り組みでは、りゅうぎんアプリに他行振込やカードローンの借入・返済機能を実装するなど利便性向上に努めたほか、全営業店に税公金納付書等のバーコード・QRコードの読み取り機器を導入し、お客さまの待ち時間短縮など店頭サービスの向上を図りました。

(4) 県内金融機関とのアライアンス

2023年2月に株式会社沖縄海邦銀行と共同出資会社「ゆいパートナーサービス株式会社」を設立しました。今後は共同出資会社を通じて現金やメール便の配送コスト等の削減を行い、さらなるバックオフィス業務の共同化に関する検討を継続するとともに、本検討の実現により削減されるコストをお客さまの利便性向上につながる施策や地域のための施策へ還元してまいります。

業容面では、貸出金の期末残高は個人向け貸出が住宅ローンの増加を中心に好調に推移したことに加え、法人向け貸出についても運転資金などが増加したことから、前期末を248億29百万円上回る1兆8,470億29百万円となりました。預金等（譲渡性預金含む）の期末残高は、新型コロナ禍において、個人預金の残高が依然として高いまま推移しており、前期末を1,315億17百万円上回る2兆7,410億22百万円となりました。

収益面では、経常収益は、貸出金利息の減少や国債等債券売却益の減少があるものの、貸倒引当金戻入益、有価証券利息配当金、カード加盟店に係る手数料収入、法人ビジネス関連手数料の増加等により、前期を20億68百万円上回る407億56百万円となりました。

一方、経常費用は、主に米国金利上昇による外貨調達コストの増加等により、前期を18億3百万円上回る334億95百万円となりました。

この結果、経常利益は前期を2億64百万円上回る72億61百万円、当期純利益は前期を12万円下回る51億95百万円となりました。

対処すべき課題

当連結会計年度における沖縄経済は、ウィズコロナ、アフターコロナを前提とした行動制限の解除等による人流の回復と、サービス消費を抑制してきた反動によるペントアップ需要の効果により景気回復の動きが見られました。一方でサービス業を中心に人手不足、資源高そして物価高などの影響を受けており、今後の企業の持続的成長に向けた生産性向上への取り組みが求められています。

また、当行を取り巻く経営環境については全世界的な脱炭素化への対応に加えて、世界的な金融引き締めや海外銀行の経営破たん、そして各国の金融政策の変化が生じる可能性が高まっている状況など、金融環境の先行き不透明感が増しており、厳しい環境が続いています。

このような環境下、2023年度よりスタートした新中期経営計画「Value2023」では、「企業価値・環境価値・社会価値」の向上をテーマに、当行グループの持続的成長、従業員の人材育成、金融サービス力の向上に取り組んでまいります。加えて、これら取り組みを通じて地域、お客さまの生産性向上に貢献し、脱炭素化への支援も強化することで、長期ビジョンとして定めた「地域経済の好循環サイクルを実現し、地域とともに成長する金融グループ」を目指してまいります。

本計画では長期ビジョンの実現に向けて3つの基本戦略のもと、以下の取り組みを積極的に進めてまいります。

(1) 基本戦略1 事業基盤の拡大（ソリューション）

預金・融資・有価証券運用といった銀行本来のコア業務を金融経済環境の変化に合わせてブラッシュアップするとともに、前中期経営計画で成果を上げた役務ビジネスをさらに発展させていきます。また、多様化したお客さまのニーズに対応するため、質の高いコンサルティング営業を通してお客さまの課題解決に必要な融資や資産形成・運用等の提案につなげ、お客さまの最善の利益や満足度の最大化に努める活動を実践してまいります。

(2) 基本戦略2 ESG経営の実践（サステナビリティ）

全世界的な脱炭素化への潮流は様々な分野に影響を与えており、各事業者の皆さまも脱炭素化への取り組みが不可避な状況となっております。当行は地域の脱炭素化への先導的な役割を果たすため、当行の電力消費量の多い浦添ビル（ITセンター）の省エネ化や営業店におけるZEB認証取得の拡大、省エネ設備の導入を加速させてまいります。お客さま向けには前年度に発足したZEH・省エネ住宅建築に携わる企業との連携をベースに省エネ設備等の導入に向けた支援を充実させてまいります。また、脱炭素化の推進を目的とした環境コンサルティングメニューを充実させて地域の気候変動対策の拡充と連携の推進に努めてまいります。

(3) 基本戦略3 変革への挑戦（トランスフォーメーション）

当行の持続的な成長を支える人材の育成を図るため、職員の自律的なキャリア形成の支援や研修体系の見直しを進めるとともに、人材への投資を拡大してまいります。これにより銀行コア業務の強化とコンサルティング機能の拡充に努め、お客さまの課題解決につながる金融サービスを提供してまいります。また、高度な金融サービス提供を可能とする専門人材の育成にも注力し、アセットマネジメント会社設立など地域活性化や企業価値向上を目的とした新規事業領域へ挑戦してまいります。このような取り組みを通じて、地域社会ならびに当行グループの将来価値の創造と新たな事業ポートフォリオの構築に努めてまいります。

なお、2022年4月に発覚した不祥事件を重く受け止め、外部専門家を交えて設置した「不祥事再発防止に係る特別委員会」において、不祥事発生の原因分析と不祥事再発防止策を策定いたしました。現在は不祥事再発防止策を着実に実施し、内部管理態勢の整備と実効性向上に努めております。併せて「経営陣と職員間の対話機会」の充実と「多様な意見や価値観」を受け入れることができる「自由闊達な企業風土」の醸成にも取り組んでおり、全行を挙げて「新しい挑戦を歓迎・推奨し、円滑なコミュニケーションがとれる職場環境」を構築してまいります。

このような取り組みを通じて、今後も地域のお客さまの多様なニーズにお応えする魅力ある商品、サービスの提供によりお客さまの最善の利益を追求し、地域社会の根本的な課題解決に向けた取り組みをより一層強化することで、沖縄県の経済成長と当行グループの成長を目指してまいります。

② 財産及び損益の状況

(単位:百万円)

| | | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|------------|--------|------------|------------|------------|------------|
| 預 | 金 | 2,218,250 | 2,457,386 | 2,590,292 | 2,712,401 |
| | 定期性預金 | 735,665 | 727,710 | 716,274 | 719,620 |
| | その他 | 1,482,585 | 1,729,676 | 1,874,017 | 1,992,781 |
| 譲渡性預金 | | 38,631 | 33,807 | 19,213 | 28,621 |
| 貸 | 出金 | 1,745,613 | 1,798,768 | 1,822,200 | 1,847,029 |
| | 個人向け | 628,719 | 641,501 | 657,505 | 671,076 |
| | 中小企業向け | 903,938 | 940,506 | 948,940 | 954,698 |
| | その他 | 212,956 | 216,761 | 215,755 | 221,255 |
| 有 | 価証券 | 261,394 | 336,001 | 367,133 | 482,170 |
| | 国債 | 73,938 | 64,280 | 69,202 | 168,116 |
| | 地方債 | 119,547 | 161,747 | 189,170 | 177,091 |
| | その他 | 67,908 | 109,973 | 108,760 | 136,963 |
| 総 | 資産 | 2,396,224 | 2,739,475 | 3,027,731 | 3,004,366 |
| 内国為替取扱高 | | 15,940,590 | 15,893,424 | 15,759,955 | 15,495,630 |
| 外国為替取扱高 | | 15,192百万ドル | 2,323百万ドル | 450百万ドル | 420百万ドル |
| 経常利益 | | 5,374 | 2,295 | 6,996 | 7,261 |
| 当期純利益 | | 4,009 | 1,616 | 5,195 | 5,195 |
| 1株当たり当期純利益 | | 93円43銭 | 37円62銭 | 121円92銭 | 122円82銭 |
| 信託財産 | | — | — | — | — |
| 信託報酬 | | — | — | — | — |

注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数(自己株式数を控除した株式数)で除して算出しております。

<ご参考> 連結業績の推移

(単位:百万円)

| | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 経常収益 | 62,735 | 57,278 | 57,011 | 60,093 |
| 経常利益 | 6,919 | 3,844 | 7,930 | 8,499 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 4,951 | 2,579 | 5,590 | 5,896 |
| 包括利益 | 3,297 | 3,108 | 4,995 | 5,601 |
| 純資産額 | 129,960 | 131,815 | 135,018 | 138,162 |
| 総資産 | 2,435,689 | 2,778,142 | 3,064,865 | 3,042,523 |

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

③ 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位:百万円)

| | |
|---------|-------|
| 設備投資の総額 | 3,479 |
|---------|-------|

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 上記はシステム関連投資及び新本店ビル建設関連が中心で、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含んでおります。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位:百万円)

| 内 容 | 金 額 |
|----------------|-----|
| ソフトウェア関連 | 832 |
| 営業店等設備 (改修・更改) | 753 |
| 事務機器関連 | 251 |

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

④ 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ございません。

ロ. 子会社等の状況

| 会社名 | 所在地 | 主要業務内容 | 資本金 | 当行が有する子会社等の議決権比率 | その他 |
|-------------------|----------------|--|--------|------------------|-----|
| りゅうぎんビジネスサービス株式会社 | 浦添市屋富祖3丁目33番1号 | 現金精査等 整理業務等 | 10百万円 | 100.00% | — |
| 株式会社りゅうぎん総合研究所 | 那覇市壺川1丁目1番地9 | 産業、経済、金融に関する調査研究業務等 | 23百万円 | 100.00% | — |
| 株式会社りゅうぎんディーシー | 那覇市久茂地1丁目7番1号 | クレジットカード業務等 | 195百万円 | 100.00% | — |
| りゅうぎん保証株式会社 | 那覇市東町2番1号 | 信用保証業務等 | 20百万円 | 100.00% | — |
| 株式会社OC | 那覇市松山2丁目3番10号 | クレジットカード業務等 | 279百万円 | 100.00% | — |
| 株式会社琉球リース | 那覇市久茂地1丁目7番1号 | 総合リース業務等 | 346百万円 | 100.00% | — |
| 株式会社リウコム | 那覇市久茂地1丁目7番1号 | システム設計・開発・ ITインフラサービス・ ITコンサルティング業務等 | 50百万円 | 100.00% | — |

注 当行は、2022年12月1日に株式会社リウコムの全株式を取得し、同社を連結子会社としております。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を提供しております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫、SBI新生銀行、あおぞら銀行、商工中金との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を提供しております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を提供しております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、ATMの相互利用による現金自動引出し等のサービスを提供しております。
5. 株式会社イーネット及び株式会社ローソン銀行と提携し、共同設置現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを提供しております。
6. 株式会社セブン銀行と提携し、現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを提供しております。
7. じゅうだん会（株式会社八十二銀行、株式会社山形銀行、株式会社筑波銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社阿波銀行、株式会社宮崎銀行、株式会社琉球銀行）では、システム共同化に合意し、当行は、2006年1月に株式会社八十二銀行が開発した共同化システムへ移行しました。
8. 株式会社千葉銀行、株式会社第四北越銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社東邦銀行、株式会社北洋銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社滋賀銀行および株式会社群馬銀行との間で、「TSUBASAアライアンスに関する基本合意書」を締結しております。
9. 株式会社沖縄銀行との間で、「沖縄経済活性化パートナーシップ（包括業務提携に関する協定書）」を締結しております。
10. 株式会社沖縄海邦銀行とバックオフィス業務の共同化を目的として共同出資会社（ゆいパートナーサービス株式会社）を設立しております。

5 事業譲渡等の状況

該当ございません。

2. 会社役員（取締役、監査役）に関する事項

① 会社役員 の 状況

(年度末現在)

| 氏 名 | 地位及び担当 | 重要な兼職 | その他 |
|---------|--|--|--------------|
| 金 城 棟 啓 | 取締役会長（代表取締役） 監査部担当 | | 注1 |
| 川 上 康 | 取締役頭取（代表取締役） | | 注1 |
| 普久原 啓 之 | 専務取締役（代表取締役） 営業統括部、営業推進部、 ペイメント事業部担当 | | 注1 |
| 渡嘉敷 靖 | 常務取締役 法人営業部、証券国際部、 法人事業部担当 | | 注1 |
| 豊 田 良 二 | 常務取締役 リスク統括部、事務集中部、 事務統括部、審査部担当 | | 注1 |
| 島 袋 健 | 常務取締役 総合企画部、人事部、 総務部担当 | | 注1 |
| 譜久山 當 則 | 取締役（社外役員） | | 注2,4 |
| 富 原 加奈子 | 取締役（社外役員） | 沖縄県経営者協会女性リーダー一部会部 会長 琉球大学非常勤理事 | 注2,4 |
| 花 崎 正 晴 | 取締役（社外役員） | 埼玉学園大学教授 一橋大学名誉教授 | 注2,4 |
| 金 城 均 | 監査役（常 勤） | | |
| 高 橋 俊 介 | 監査役（社外役員） | 慶應義塾大学SFC研究所上席所員 ピープル・ファクター・コンサルティ ング 代表 | 注3,4 |
| 中 山 恭 子 | 監査役（社外役員） | JTS税理士法人 代表社員 公認会計士、税理士 | 注3,4, 5,6 |
| 北 川 洋 | 監査役（社外役員） | | 注3,4 |

注 1. 2023年4月1日付で次の通り取締役の地位及び担当の変更がありました。

| 氏名 | 地位及び担当 |
|--------|-------------------|
| 川上 康 | 監査部担当 |
| 普久原 啓之 | 審査部、法人営業部担当 |
| 島袋 健 | 総合企画部、総務部、証券国際部担当 |
| 金城 棟啓 | 取締役 |
| 渡嘉敷 靖 | 取締役（非常勤） |
| 豊田 良二 | 取締役（非常勤） |

- 取締役譜久山當則氏、富原加奈子氏及び花崎正晴氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 監査役高橋俊介氏、中山恭子氏及び北川洋氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 譜久山當則氏、富原加奈子氏、花崎正晴氏、高橋俊介氏、中山恭子氏及び北川洋氏は、東京証券取引所及び福岡証券取引所にに対し、独立役員として届け出ております。
- 監査役中山恭子氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 中山恭子氏の氏名は職業上使用している氏名であり、戸籍上の氏名は戸田恭子氏であります。

② 会社役員に対する報酬等

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

イ. 役員報酬等の算定方法の決定に関する方針

当行は定款にて取締役ならびに監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定めるとしています。

ロ. 役員報酬額決定に関する内容

2019年6月27日開催の第103期定時株主総会におきまして、取締役の報酬限度額を月額から年額に改め、月額報酬額を年額換算した金額と同額である年額168百万円以内、うち社外取締役の報酬の額は年額15百万円以内と改定させていただきました（決議時点の取締役の人数10人、うち社外取締役2人）。報酬制度が当行の持続的な企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、当行の取締役報酬を固定報酬と業績連動報酬のバランスを勘案しつつ、「基本報酬」（固定）、「賞与」（短期業績連動）及び「株式報酬」（株価及び中長期業績連動）の3種類により構成し、各報酬割合を概ね6：1：3となるような構成といたしました。なお上記の年額報酬の範囲内で、基本報酬と賞与を支給することといたしました。また、監査役の報酬限度額についても、改定前の月額報酬額を年額換算した金額と同額である年額36百万円以内（決議時点の監査役の人数4人）と改定させていただきました。

また、役員報酬制度の見直しの一環として、取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という）に当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンテ

ィブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとし、その総額は年額80百万円以内、付与する株式数の上限は年間8万株以内といたしました。

「基本報酬」につきましては、東証プライム市場に上場している企業の社長の報酬総額も参考にしつつ頭取の報酬水準を定め、他の取締役については役位または役割に基づき一定の割合を乗じて傾斜配分を行い月次で支給しております。「賞与」につきましては、単年度業績を反映した金銭報酬として、各種目標指標を設定し、当該目標の達成状況により算定された支給総額を、対象取締役に対して傾斜配分により年次で支給しております。「株式報酬」につきましては、中長期的な企業価値の向上に繋がるよう、株主の皆様と取締役との価値共有促進の観点から、対象取締役の役位または役割に基づき支給株数を固定し、年次で支給しております。なお、「株式報酬」にかかる譲渡制限につきましては、任期満了を含む正当な理由により当行の取締役を退任したことをもって解除することとしております。

なお2019年度において取締役、監査役および執行役員に対するストック・オプション報酬制度を廃止し、以降は新たな発行を行っておりません。

ハ. 報酬額支給の決定に関する手続きの概要

当事業年度における当行の役員報酬は、譲渡制限付き株式報酬および役員賞与である業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等により構成されておりますが、取締役各々の報酬額支給については社外取締役が委員長を務めるコーポレート・ガバナンス委員会への諮問により決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、取締役会は基本的にコーポレート・ガバナンス委員会の答申を尊重して、決定方針に沿うものであると判断・決議しております。なお、監査役の報酬については、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から固定報酬のみで構成されておりますが、監査役各々の報酬額については、監査役会にて協議・決定したあと取締役会へ報告しております。

- ・取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるため、対象取締役に対して業績連動報酬等として賞与を支給することとしておりますが、当事業年度における賞与の業績連動部分に係る指標の目標および実績、賞与支給額は次の通りです。

なお、当該業績指標については、収益力の向上と安定的な株主還元により持続的な企業価値の向上を図るため、総合的な観点から主要な経営指標をバランス良く選定しております。

各種目標

| | 目標 | 実績 (達成率) | 業績連動報酬 に占める割合 | 達成状況 | 総支給額 |
|-------------------|----------------|---------------------------|------------------|------|-------|
| ① [単体] 顧客向けサービス利益 | 48億円 | 56億円 (116.6%) | 25% | 達成 | 405万円 |
| ② [連結] ROE | 4.0% | 4.3% (107.5%) | 25% | 達成 | 405万円 |
| ③ [連結] 総還元性向 | 30.0% | 41.8% (139.6%) | 25% | 達成 | 405万円 |
| ④ 時価総額 | 対前年比 +19.1% | 対前年比 +13.8% (95.5%) | 25% | 未達成 | — |

②役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

(単位:百万円)

| 役員区分 | 支給人数 | 報酬等の総額 | 基本報酬 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |
|------|------|--------|------|---------|---------|
| | | | 固定報酬 | 賞与 | 譲渡制限付株式 |
| 取締役 | 10人 | 156 | 116 | 12 | 27 |
| 監査役 | 4人 | 30 | 30 | — | — |

- 注 1. 業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額等を記載しております。
2. 非金銭報酬として取締役（社外取締役を除く）に対して、譲渡制限付株式を交付しております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および社外監査役との間において、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は会社法第425条第1項各号に定める額の合計額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役および社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当行は、社外取締役を含む取締役、社外監査役を含む監査役、執行役員および支配人である管理職従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料はその全額を当行が負担しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合にかかる損害賠償金および訴訟費用等を補うものです。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因する場合等一定の免責事由があります。

3. 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

| 氏名 | 在任期間 | 取締役会及び監査役会への出席状況 | 期待される役割に関して行った職務の概要 |
|-------|-------|---|--|
| 譜久山當則 | 4年9ヶ月 | 当事業年度開催の取締役会16回のうち16回出席しております。 また、監査役会にオブザーバーとして13回出席しております。 | 公的金融機関の理事長経験に基づく金融全般に関する豊富な経験と専門的な知見により、取締役会等における議案等の審議に関して必要な発言を適宜行っております。 |
| 富原加奈子 | 2年9ヶ月 | 当事業年度開催の取締役会16回のうち16回出席しております。 また、監査役会にオブザーバーとして13回出席しております。 | 他社役員経験に基づく企業経営に關しての豊富な経験と高い見識から、取締役会等における議案等の審議に関して必要な発言を適宜行っております。 |
| 花崎正晴 | 2年9ヶ月 | 当事業年度開催の取締役会16回のうち16回出席しております。 また、監査役会にオブザーバーとして12回出席しております。 | 公的金融機関での勤務経験に基づく金融全般に関する豊富な経験と、大学教授としての豊富な経験と高い見識から、取締役会等における議案等の審議に關して必要な発言を適宜行っております。 |
| 高橋俊介 | 6年9ヶ月 | 当事業年度開催の取締役会16回のうち16回、監査役会14回のうち14回出席しております。 | コンサルタントおよび大学教授としての豊富な経験と高い見識から、取締役会等における議案等の審議に關して必要な発言を適宜行っております。また監査役会においては監査結果についての意見交換や監査に關する重要事項等を協議しております。 |
| 中山恭子 | 6年9ヶ月 | 当事業年度開催の取締役会16回のうち16回、監査役会14回のうち14回出席しております。 | 会計の専門家としての豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会等における議案等の審議に關して必要な発言を適宜行っております。また監査役会においては監査結果についての意見交換や監査に關する重要事項等を協議しております。 |

| 氏名 | 在任期間 | 取締役会及び監査役会への出席状況 | 期待される役割に関して行った職務の概要 |
|------|-------|--|---|
| 北川 洋 | 5年9ヶ月 | 当事業年度開催の取締役会16回のうち16回、監査役会14回のうち14回出席しております。 | 上場企業役員経験に基づく企業経営に関しての豊富な経験と高い見識から、取締役会等における議案等の審議に関して必要な発言を適宜行っております。また監査役会においては監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項等を協議しております。 |

② 社外役員に対する報酬等

(単位:百万円)

| | 支給人数 | 銀行からの報酬等 | 銀行の親会社等からの報酬等 |
|--------|------|----------|---------------|
| 報酬等の合計 | 6人 | 21 | — |

③ 社外役員の意見

特段ございません。

4. 当行の株式に関する事項

- ① 株式数 発行可能株式総数 65,000千株
 発行済株式の総数 41,549千株
 (自己株式を除いております。)
- ② 当年度末株主数 15,530名
- ③ 大株主

| 株主の氏名又は名称 | 当行への出資状況 | |
|------------------------------------|----------|--------|
| | 持株数等 | 持株比率 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 5,580千株 | 13.43% |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口) | 2,711 | 6.52 |
| QRファンド投資事業有限責任組合 | 1,277 | 3.07 |
| 琉球銀行行員持株会 | 1,154 | 2.77 |
| 豊里友成 | 950 | 2.28 |
| 株式会社オースジ | 485 | 1.16 |
| JP MORGAN CHASE BANK 385781 | 463 | 1.11 |
| 大同火災海上保険株式会社 | 452 | 1.08 |
| DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO | 375 | 0.90 |
| 沖縄電力株式会社 | 344 | 0.83 |

- 注 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式(1,559千株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

④ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

| | 株式の交付を受けた者の人数 | 株式の数 |
|--------------|---------------|------|
| 取締役(社外取締役除く) | 7人 | 36千株 |

計算書類

第107期末(2023年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|-------------|-----------|--------------|-----------|
| 資産の部 | | 負債の部 | |
| 現金預け金 | 598,309 | 預金 | 2,712,401 |
| 現金 | 35,379 | 当座預金 | 28,348 |
| 預け金 | 562,930 | 普通預金 | 1,927,536 |
| コーロローン | 1,649 | 貯蓄預金 | 7,791 |
| 金銭の信託 | 514 | 通知預金 | 152 |
| 有価証券 | 482,170 | 定期預金 | 719,620 |
| 国債 | 168,116 | その他の預金 | 28,952 |
| 地方債 | 177,091 | 譲渡性預金 | 28,621 |
| 社債 | 17,350 | 債券貸借取引受入担保金 | 36,805 |
| 株式 | 8,710 | 借入金 | 86,659 |
| その他の証券 | 110,902 | 借入金 | 86,659 |
| 貸出金 | 1,847,029 | 外国為替 | 60 |
| 割引手形 | 2,530 | 売渡外国為替 | 12 |
| 手形貸付 | 73,016 | 未払外国為替 | 47 |
| 証書貸付 | 1,625,860 | その他負債 | 8,461 |
| 当座貸越 | 145,621 | 未払法人税等 | 801 |
| 外国為替 | 8,995 | 未払費用 | 655 |
| 外国他店預け | 8,995 | 前受収益 | 754 |
| その他資産 | 33,527 | 金融派生商品 | 159 |
| 前払費用 | 77 | 資産除去債務 | 448 |
| 未収収益 | 1,704 | その他の負債 | 5,641 |
| 先物取引差入証拠金 | 2,214 | 賞与引当金 | 607 |
| 金融派生商品 | 7 | 役員賞与引当金 | 12 |
| 中央清算機関差入証拠金 | 20,000 | 退職給付引当金 | 361 |
| その他の資産 | 9,523 | 偶発損失引当金 | 85 |
| 有形固定資産 | 22,028 | 再評価に係る繰延税金負債 | 1,944 |
| 建物 | 5,565 | 支払承諾 | 7,224 |
| 土地 | 12,663 | 負債の部合計 | 2,883,244 |
| 建設仮勘定 | 2,531 | 純資産の部 | |
| その他の有形固定資産 | 1,268 | 資本金 | 56,967 |
| 無形固定資産 | 3,738 | 資本剰余金 | 12,887 |
| ソフトウェア | 3,380 | 資本準備金 | 12,840 |
| その他の無形固定資産 | 357 | その他資本剰余金 | 47 |
| 前払年金費用 | 1,415 | 利益剰余金 | 52,986 |
| 繰延税金資産 | 4,183 | 利益準備金 | 3,759 |
| 支払承諾見返 | 7,224 | その他利益剰余金 | 49,226 |
| 貸倒引当金 | △ 6,421 | 繰越利益剰余金 | 49,226 |
| | | 自己株式 | △ 1,534 |
| | | 株主資本合計 | 121,307 |
| | | その他有価証券評価差額金 | △ 1,151 |
| | | 土地再評価差額金 | 804 |
| | | 評価・換算差額等合計 | △ 346 |
| | | 新株予約権 | 160 |
| 資産の部合計 | 3,004,366 | 純資産の部合計 | 121,121 |
| | | 負債及び純資産の部合計 | 3,004,366 |

第107期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)損益計算書

(単位:百万円)

| 科目 | 金額 | |
|--------------|--------|--------|
| 経常収益 | | 40,756 |
| 資金運用収益 | 28,507 | |
| 貸出金利息 | 25,846 | |
| 有価証券利息配当金 | 2,392 | |
| コールローン利息 | △ 54 | |
| 預け金利息 | 321 | |
| その他の受入利息 | 1 | |
| 役務取引等収益 | 8,959 | |
| 受入為替手数料 | 1,490 | |
| その他の役務収益 | 7,469 | |
| その他業務収益 | 270 | |
| 商品有価証券売買益 | 0 | |
| 国債等債券売却益 | 269 | |
| その他経常収益 | 3,019 | |
| 貸倒引当金戻入益 | 1,911 | |
| 償却債権取立益 | 169 | |
| 株式等売却益 | 543 | |
| 金銭の信託運用益 | 30 | |
| その他の経常収益 | 364 | |
| 経常費用 | | 33,495 |
| 資金調達費用 | 903 | |
| 預金利息 | 81 | |
| 譲渡性預金利息 | 1 | |
| コールマネー利息 | △ 0 | |
| 債券貸借取引支払利息 | 820 | |
| 借入金利息 | 0 | |
| 役務取引等費用 | 4,942 | |
| 支払為替手数料 | 183 | |
| その他の役務費用 | 4,759 | |
| その他業務費用 | 2,880 | |
| 外国為替売買損 | 919 | |
| 国債等債券売却損 | 1,938 | |
| 国債等債券償還損 | 22 | |
| 営業経費 | 24,090 | |
| その他経常費用 | 677 | |
| 貸出金償却 | 100 | |
| 偶発損失引当金繰入 | 66 | |
| 株式等売却損 | 138 | |
| 株式等償却 | 0 | |
| 金銭の信託運用損 | 15 | |
| その他の経常費用 | 356 | |
| 経常利益 | | 7,261 |
| 特別利益 | | 1 |
| 固定資産処分益 | 1 | |
| 特別損失 | | 65 |
| 固定資産処分損 | 60 | |
| 減損損失 | 4 | |
| 税引前当期純利益 | | 7,197 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,283 | |
| 法人税等調整額 | 718 | |
| 法人税等合計 | | 2,001 |
| 当期純利益 | | 5,195 |

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位:百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|----------------|------------------|-------------------------|------------------|
| 資産の部 | | 負債の部 | |
| 現金預け金 | 598,662 | 預金 | 2,707,158 |
| コールローン及び買入手形 | 1,649 | 譲渡性預金 | 21,621 |
| 金銭の信託 | 514 | 債券貸借取引受入担保金 | 36,805 |
| 有価証券 | 477,175 | 借入金 | 104,865 |
| 貸出金 | 1,828,059 | 外国為替 | 60 |
| 外国為替 | 8,995 | その他負債 | 22,572 |
| リース債権及びリース投資資産 | 22,879 | 賞与引当金 | 761 |
| その他資産 | 71,155 | 役員賞与引当金 | 12 |
| 有形固定資産 | 25,006 | 退職給付に係る負債 | 534 |
| 建物 | 5,727 | 役員退職慰労引当金 | 28 |
| 土地 | 13,333 | 偶発損失引当金 | 85 |
| リース資産 | 39 | ポイント引当金 | 170 |
| 建設仮勘定 | 2,531 | 利息返還損失引当金 | 191 |
| その他の有形固定資産 | 3,375 | 再評価に係る繰延税金負債 | 1,944 |
| 無形固定資産 | 3,976 | 支払承諾 | 7,547 |
| ソフトウェア | 3,457 | 負債の部合計 | 2,904,361 |
| のれん | 148 | 純資産の部 | |
| リース資産 | 7 | 資本金 | 56,967 |
| その他の無形固定資産 | 363 | 資本剰余金 | 14,225 |
| 退職給付に係る資産 | 1,138 | 利益剰余金 | 68,634 |
| 繰延税金資産 | 5,157 | 自己株式 | △ 1,534 |
| 支払承諾見返 | 7,547 | 株主資本合計 | 138,292 |
| 貸倒引当金 | △ 9,395 | その他有価証券評価差額金 | △ 1,148 |
| | | 土地再評価差額金 | 804 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | 52 |
| | | その他の包括利益累計額合計 | △ 290 |
| | | 新株予約権 | 160 |
| 資産の部合計 | 3,042,523 | 純資産の部合計 | 138,162 |
| | | 負債及び純資産の部合計 | 3,042,523 |

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|------------------|--------|--------|
| 経常収益 | | 60,093 |
| 資金運用収益 | 28,248 | |
| 貸出金利息 | 25,994 | |
| 有価証券利息配当金 | 1,985 | |
| コールローン利息及び買入手形利息 | △ 54 | |
| 預け金利息 | 321 | |
| その他の受入利息 | 2 | |
| 役務取引等収益 | 11,249 | |
| その他業務収益 | 17,291 | |
| その他経常収益 | 3,303 | |
| 貸倒引当金戻入益 | 1,971 | |
| 償却債権取立益 | 212 | |
| その他の経常収益 | 1,119 | |
| 経常費用 | | 51,593 |
| 資金調達費用 | 970 | |
| 預金利息 | 81 | |
| 譲渡性預金利息 | 1 | |
| コールマネー利息及び売渡手形利息 | △ 0 | |
| 債券貸借取引支払利息 | 820 | |
| 借用金利息 | 64 | |
| その他の支払利息 | 2 | |
| 役務取引等費用 | 4,926 | |
| その他業務費用 | 17,854 | |
| 営業経費 | 26,674 | |
| その他経常費用 | 1,168 | |
| その他の経常費用 | 1,168 | |
| 経常利益 | | 8,499 |
| 特別利益 | | 2 |
| 固定資産処分益 | 2 | |
| 特別損失 | | 71 |
| 固定資産処分損 | 66 | |
| 減損損失 | 4 | |
| 税金等調整前当期純利益 | | 8,430 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,816 | |
| 法人税等調整額 | 717 | |
| 法人税等合計 | | 2,533 |
| 当期純利益 | | 5,896 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 5,896 |

監査報告書

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

株式会社 琉球銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 島 昇
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川 口 輝 朗
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社琉球銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

株式会社 琉球銀行
取締役会 御中

2023年5月10日

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 島 昇
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川 口 輝 朗
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社琉球銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社琉球銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切で

あるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第107期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成るグループ企業の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）について「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。

なお、2022年4月に発覚した不祥事件に関し、行内で設置した「不祥事再発防止に係る特別委員会」における不祥事発生の真因分析と再発防止策を検証し、その後の各施策の実施状況を監視することで、法令等順守態勢や内部管理態勢の強化に向けた取り組みが図られていることを確認しております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

株式会社 琉球銀行 監査役会

常勤監査役 金城 均 印

社外監査役 高橋 俊介 印

社外監査役 中山 恭子 印

社外監査役 北川 洋 印

以上

株主総会会場のご案内

場 所：那覇市泉崎2丁目46番地 TEL(098)853-2111

沖縄ハーバービューホテル 2階 彩海の間

交 通：「那覇バスターミナル」または
「ゆいレール壺川駅」より徒歩約10分



ご注意

駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。

<株主さまへのお知らせのご案内>

- ・株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、当行は、株主さまの混乱を避けご不便の無いように、書面交付請求の有無に関わらず、従前どおり書面でお送りしております。
- ・当日のご来場につきましては、発熱などの症状がございます場合、ご来場について十分ご配慮いただけますようお願い申し上げます。

※2020年度より、株主総会ご出席株主さまへのお土産の配布を取りやめさせていただいております。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。